

| | | | | | | |
|------|-----|-----|----|----|----|----|
| 2020 | 112 | 112 | 56 | 54 | 50 | 48 |
| 2025 | 126 | 128 | 49 | 42 | 39 | 33 |
| 2030 | 141 | 145 | 43 | 34 | 30 | 24 |
| 2035 | 158 | 162 | 38 | 31 | 24 | 19 |

⑥ 野菜

| | 需要 | | 供給 | | 自給率 | |
|------|-----|-------|----|-------|-----|-------|
| | 趨勢 | 自由化考慮 | 趨勢 | 自由化考慮 | 趨勢 | 自由化考慮 |
| 2015 | 100 | 100 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 2020 | 98 | 100 | 68 | 67 | 69 | 67 |
| 2025 | 98 | 99 | 58 | 57 | 59 | 58 |
| 2030 | 96 | 98 | 49 | 48 | 51 | 49 |
| 2035 | 95 | 97 | 42 | 41 | 44 | 43 |

⑦ 果物

比較的高い果実の関税(りんご関税が生果 17%、果汁 34%、オレンジ関税が生果 32%、果汁 29.8%、ぶどう関税が生果 17%、果汁 29.8%など)が即時撤廃される影響の大きさを過小評価してはいけない。

| | 需要 | | 供給 | | 自給率 | |
|------|-----|-------|----|-------|-----|-------|
| | 趨勢 | 自由化考慮 | 趨勢 | 自由化考慮 | 趨勢 | 自由化考慮 |
| 2015 | 100 | 100 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 2020 | 93 | 93 | 35 | 33 | 38 | 36 |
| 2025 | 87 | 88 | 31 | 27 | 36 | 31 |
| 2030 | 81 | 82 | 28 | 24 | 34 | 29 |
| 2035 | 75 | 76 | 25 | 21 | 33 | 28 |

まとめ

| 品目 | 年 | 需要 | | 供給 | | 自給率 | |
|----|------|-----|-------|----|-------|-----|-------|
| | | 趨勢 | 自由化考慮 | 趨勢 | 自由化考慮 | 趨勢 | 自由化考慮 |
| コメ | 2015 | 100 | 100 | 98 | 98 | 98 | 98 |
| | 2035 | 62 | 62 | 79 | 76 | 127 | 123 |
| 野菜 | 2015 | 100 | 100 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 2035 | 95 | 97 | 42 | 41 | 44 | 43 |
| 果物 | 2015 | 100 | 100 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 2035 | 75 | 76 | 25 | 21 | 33 | 28 |
| 酪農 | 2015 | 100 | 100 | 62 | 62 | 62 | 62 |
| | 2035 | 94 | 95 | 28 | 27 | 30 | 28 |
| 牛肉 | 2015 | 100 | 100 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 2035 | 86 | 92 | 18 | 15 | 21 | 16 |
| 豚肉 | 2015 | 100 | 100 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | 2035 | 131 | 132 | 20 | 15 | 15 | 11 |
| 鶏肉 | 2015 | 100 | 100 | 66 | 66 | 66 | 66 |
| | 2035 | 158 | 162 | 38 | 31 | 24 | 19 |

以上から、

- ① 総じて規模拡大は進むが、離脱・縮小による生産減少分をカバーしきれず、総生産が減少する局面に入っている。
- ② 新たな追加的貿易自由化以前の問題として、現状の需給構造(過去の貿易自由化の影響も含む)に基づく趨勢的变化がもたらす自給率低下が大きな問題を投げかけており、それに追加的貿易自由化の影響が加わることで事態はさらに深刻化する可能性がある。
- ③ コメ過剰対策として飼料米の増産を行っても畜産の生産が大きく減少するため、飼料米需要が減り、政策が機能しなくなってくる可能性がある。
- ④ 飼料米政策にかぎらず、現行政策の延長線上では、食料自給率の低下に歯止めをかけることは極めて困難な状況に直面し

ていると認識せざるを得ない。

一部の企業の経営さえ伸びればよいという政策の方向性が有効でないことは、継続的な生産構造の脆弱化と生乳生産の減少が止まらないことによって明確に示されている。畜産クラスター事業に対しては、「規模拡大要件が厳しく、一気に大幅な規模拡大を計画しているようなメガ・ギガファームしか活用できず、家族経営が多様な形態で持続するのをサポートする政策が必要だ」との声は全国各地の酪農家から高まっている。

世界的には、市場原理主義に基づく規制緩和・自由貿易の徹底では、世界の格差や貧困は悪化するとの疑念と反省が近年強まり、それを改善するには協同組合の役割を強化する必要があるとの認識が高まりつつある。それは、国連の2012年の「国際協同組合理年」、ユネスコによる2016年の協同組合の「無形文化遺産」登録、に結実した。それと連動して、国連は2017年12月、2019～28年を「家族農業の10年」と定めた。さらに、2018年12月には「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」が採択された。我が国だけが、それに逆行し続けるのが問われている。

野菜の影響の過小評価

主要野菜14品目の関税撤廃による生産者余剰の減少総額は625億円、生産額の減少総額は992億円と推定され、野菜類の影響はほぼ皆無と見做している一連の政府試算は重大な過小評価の可能性があることが指摘できる。主要14品目で約1,000億円の生産額減少が見込まれるという試算結果の意味は重大である。

次に、卸売段階から小売り段階への価格伝達性が低いことを考慮した消費者余剰の増加総額は897億円と推定されるのに対して、価格伝達性を考慮しないと消費者余剰の増加総額は1448億円となり、価格伝達性の低さ(輸入価格下落の50～70%程度しか小売価格は下がらない)を考慮しないと消費者の利益を551億円も過大推定してしまう可能性が明らかになった。

つまり、生産者の損失は過少に、消費者の利益は過大に推定されている。

表10 生産者、消費者、政府収入を総合した主要野菜の関税撤廃の影響試算結果

| | No.1 | No.2 | No.3 | No.4 | No.5 | No.6 | No.7 | No.8 | No.9 | No.10 | No.11 | No.12 | No.13 | No.14 | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 作物名 | ダイコン | ニンジン | ハクサイ | キャベツ | ホウレンソウ | ネギ | ナス | トマト | キュウリ | ピーマン | サトイモ | タマネギ | レタス | パレイシヨ | |
| 供給の価格弾力性 | 0.0832 | 0.8514 | 0.2206 | 0.0608 | 0.2252 | 0.4097 | 0.558 | 0.7489 | 2.6859 | 0.6375 | 0.5271 | 0.6988 | 0.215 | 0.1775 | |
| 需要の価格弾力性 | -0.1323 | -0.1691 | -0.0633 | -0.1122 | -0.4426 | -0.1379 | -0.6909 | -0.4891 | -0.3588 | -0.3548 | -0.2184 | -0.2702 | -0.2202 | -0.2184 | |
| 価格伝達性 | 0.8556 | 0.5374 | 0.7026 | 0.76 | 0.7945 | 0.6426 | 0.5522 | 0.6203 | 0.6683 | 0.7866 | 0.7799 | 0.5294 | 0.885 | 0.4885 | |
| 現行卸売価格 円/kg | 77 | 111 | 64 | 88 | 498 | 325 | 324 | 307 | 296 | 389 | 287 | 112 | 183 | 108 | |
| 現行小売価格 円/kg | 153 | 355 | 187 | 171 | 866 | 603 | 606 | 617 | 558 | 818 | 724 | 267 | 452 | 309 | |
| 現行生産量 t | 1451880 | 632960 | 914920 | 1481690 | 256520 | 483190 | 322509 | 739310 | 548340 | 145416 | 165120 | 1168860 | 577230 | 2458620 | |
| 現行輸入量 t | 49017 | 73681 | 205 | 35098 | 11 | 113799 | 40 | 7736 | 11 | 34268 | 34525 | 349902 | 35792 | 908000 | |
| 現行消費量 t | 1218882 | 636415 | 736217 | 1351098 | 215010 | 502897 | 248640 | 673324 | 465511 | 161468 | 140825 | 1376701 | 582436 | 2673000 | |
| 関税率 % | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 9 | 8.5 | 3 | 4.3 | 合計 |
| 生産者余剰 億円 | -32.5 | -20.2 | -17 | -37.9 | -36.3 | -45.5 | -30.2 | -65.4 | -45.4 | -16.3 | -38.3 | -99.8 | -30.7 | -109.1 | -624.6 |
| 消費者余剰 億円 | 46.7 | 35.4 | 28.1 | 51.3 | 43.3 | 56.9 | 24.4 | 75.3 | 50.7 | 30.4 | 66.1 | 153.5 | 68.1 | 166.7 | 896.9 |
| 関税収入 億円 | 1.1 | 2.4 | 0.0038 | 0.9 | 0.0015 | 10.8 | 0.0038 | 0.69 | 0.001 | 3.9 | 8.2 | 30.7 | 1.9 | 40.4 | 101 |
| 生産額 億円 | -35.2 | -37.4 | -20.7 | -40.2 | -44.4 | -63.9 | -46.9 | -114.2 | -170.5 | -26.7 | -58.1 | -168.6 | -37.2 | -128.1 | -992.1 |
| 消費者余剰② 億円 | 54.6 | 66 | 40 | 67.5 | 54.6 | 88.5 | 44.3 | 121.8 | 76.1 | 38.7 | 84.9 | 291.5 | 77 | 342.1 | 1447.6 |
| (消費者余剰②: 価格伝達性を1とした時の消費者余剰) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 余剰の合計 億円 | 171.3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 余剰の合計② 億円 | 722 | | | | | | | | | | | | | | |

一層大きな果実への影響

比較的関税の高い果物や果汁の即時関税撤廃の影響は、特に、過去の果汁の自由化が生果の需要も圧迫して自給率が低下してきた経緯を踏まえると、過小評価されている。

表11 TPPなどによる果樹農業の生産減少額

| 順位 | 品目 | 産出額 (H25) | 構成比 | 関税率 | 価格下落率 dP/P | 供給の弾力性 (dQ/Q)/(dP/P) | 生産減少率 dQ/Q | 減少後の生産額率 | 減少後の生産額 | 生産額減少率 | 生産減少額 |
|----|-----------|-----------|-------|------|------------|----------------------|------------|----------|---------|--------|---------|
| | | | | | | | | | | | |
| | 農産物計 | 85,748 | 100.0 | | | | | | | | |
| 9 | みかん | 1,547 | 1.8 | | | | | 41.10 | 635.82 | 58.90 | 911.18 |
| 12 | りんご | 1,375 | 1.6 | | | | | 73.00 | 1003.75 | 27.00 | 371.25 |
| 15 | ぶどう | 1,073 | 1.3 | | | | | 73.10 | 784.36 | 26.90 | 288.64 |
| 23 | 日本なし | 771 | 0.9 | 4.8 | 4.58 | 1.0500 | 4.81 | 90.83 | 700.31 | 9.17 | 70.69 |
| 34 | かき | 420 | 0.5 | 6.0 | 5.66 | 0.4200 | 2.38 | 92.10 | 386.81 | 7.90 | 33.19 |
| 37 | うと | 393 | 0.5 | 8.5 | 7.83 | 0.8920 | 6.99 | 85.73 | 336.90 | 14.27 | 56.10 |
| 67 | 不知火(デコボン) | 142 | 0.2 | 17.0 | 14.53 | 0.8920 | 12.96 | 74.39 | 105.64 | 25.61 | 36.36 |
| 76 | キウイフルーツ | 96 | 0.1 | 6.4 | 6.02 | 0.8920 | 5.37 | 88.94 | 85.38 | 11.06 | 10.62 |
| 79 | く | 89 | 0.1 | 9.6 | 8.76 | 0.8920 | 7.81 | 84.11 | 74.86 | 15.89 | 14.14 |
| 84 | 西洋なし | 79 | 0.1 | 4.8 | 4.58 | 1.0500 | 4.81 | 90.83 | 71.76 | 9.17 | 7.24 |
| 85 | マンゴ | 76 | 0.1 | 3.0 | 2.91 | 0.8920 | 2.60 | 94.56 | 71.87 | 5.44 | 4.13 |
| 88 | すもも | 71 | 0.1 | 6.0 | 5.66 | 0.8920 | 5.05 | 89.58 | 63.60 | 10.42 | 7.40 |
| 89 | いちじく | 68 | 0.1 | 6.0 | 5.66 | 0.8920 | 5.05 | 89.58 | 60.91 | 10.42 | 7.09 |
| 90 | いよかん | 64 | 0.1 | 17.0 | 14.53 | 0.9900 | 14.38 | 73.18 | 46.83 | 26.82 | 17.17 |
| 99 | 干が | 50 | 0.1 | 9.0 | 8.26 | 0.4200 | 3.47 | 88.56 | 44.28 | 11.44 | 5.72 |
| | 果実計 | 6314.0 | 7.6 | | | | | | 4473.08 | 29.16 | 1840.92 |

資料:平成25年生産農業所得統計、財務省貿易統計輸入統計品目表(実行関税率表)。

注:りんご関税 生果 17% 果汁 34%、オレンジ関税 生果 32% 果汁 29.8%、ぶどう関税 生果 17% 果汁 29.8%。

TPP12の付属文書の「総仕上げ」が日米FTAで行われる

農産物関税のみならず政権公約や国会決議でTPP交渉において守るべき国益とされた非関税措置については、自動車の安全基準の緩和、軽自動車税の増税、自由診療の拡大、薬価公定制の見直し、かんぼ生命のがん保険非参入、全国2万戸の郵便局窓口でのA社の保険販売、BSE(牛海綿状脳症)、ポストハーベスト農薬(防かび剤)など食品の安全基準の緩和、ISDS条項への賛成など、日本のTPP交渉参加を認めてもらうための米国に対する「入場料」交渉や、参加後の日米平行協議の場で「自主的に」対応し、米国の要求が満たされ、国民に守ると約束した国益の決議は早くから全滅していた。

しかも、「TPPとも米国とも関係なく自主的にやったこと」と説明しておきながら、TPPの付属文書に書いてある。2016年12月9日の国会で、「TPPの付属文書の内容は日本が「自主的に」決めたことの確認なので、TPPの発効に関わらず、「自主的に」実行する」と外務大臣も厚顔無恥に回答した。「自主的に」=「米国の要求通りに」と変換すれば真意が読める。つまり、これらの非関税措置はTPP発効にかかわらず、日本が「自主的に」行った措置として、もう実質的に発効しているか、今後の発効が決まっているのである。

一番わかりやすいのは郵政解体である。米国の金融保険業界が日本の郵貯マネー350兆円の運用資金がどうしても欲しいということで、「対等な競争条件」の名目で解体せよと言われ、小泉政権からやってきた。ところが、民営化したかんぼ生命を見てA社は、「これは大きすぎるから、これとは競争したくない。TPPに日本が入れてもらいたいのなら、『入場料』としてかんぼ生命はガン保険に参入しないと宣言せよ」と迫られ、所管大臣はしぶしぶと「自主的に」発表した。それだけでは終わらなくて、その半年後には、全国の2万戸の郵便局でA社の保険販売が宣言された。これが「対等な競争条件」なのか。要するに、「市場を全部差し出せば許す」ということだ。これがまさに米国のいう「対等な競争条件」の実態であり、それに日本が次々と応えているということである。

さらに驚くことは、TPP付属文書には米国投資家の追加要求に日本は規制改革推進会議を通じてさらなる対処をすることも「自主的に」約束されている。今後も際限なく続く米国からの要求に対応して巨大企業の経営陣と投資家の利益のために国民生活が犠牲になる「アリ地獄」に嵌まっている。それらが日米FTAで「総仕上げ」されることが懸念される。日米FTAでは、米国の農業、自動車産業、製薬・医療産業、金融保険業界、グローバル種子企業などの利益のために、どれだけ日本の国益が失われ、国民の命と暮らしが蝕まれるか、を深刻に受け止めないといけない。

それにしても法的位置づけもない諮問機関に利害の一致する仲間(彼らは米国の経済界とも密接につながっている)だけを集めて国の方向性が私的に決められ、誰も止められなのは異常すぎる。「国会議員になるより規制改革推進会議メンバーになったほうが政策を決められる」と与党議員も嘆く。

日本の対米外交は「対日年次改革要望書」や米国在日商工会議所の意見書などに着々と応えていく(その執行機関が規制改革推進会議)だけだから次に何が起こるかは予見できる。従来から米国は共済と保険の「対等な競争条件」を強く求めている。郵貯マネーにめどが立ったから、次は、必ずJAマネーを握るまで終わらない。

つまり、農協改革の目的が「農業所得の向上」であるわけがない。①信用・共済マネーに加えて、②共販を崩して農産物をもっと安く買いたたきたい企業、③共同購入を崩して生産資材価格をつり上げたい企業、④JAと既存農家が潰れたら農業参入したい企業が控える。規制改革推進会議の答申はそのとおりになっている。

だから、農協改革という名目の農協解体と、JA自らの自己改革は峻別して考える必要がある。農家や地域住民に一層役立つための徹底的な改善を図る自己改革は不可欠だが、先方(解体を目論む側)にとってはどうでもいいことで、農業所得向上に向けた、優れた自己改革案を出せば乗り切れるというのは見当違いである。

忘れてはならない「猿芝居」

牛肉関税の9%に象徴されるように、TPPの主な合意内容は、すでに、2014年4月のオバマ大統領の訪日時に、一部メディアが「秘密合意」として報道し、一度は合意されたとみられる内容とほぼ同じだ。つまり、安倍総理とオバマ大統領は寿司屋で「にぎっていた」のである。そのわずか2週間前に日豪の合意で、冷凍牛肉関税を38.5%→19.5%と下げて、国会決議違反との批判に対して、19.5%をTPPの日米交渉のレッドラインとして踏ん張るからと国民に言い訳しておきながら、舌の根も乾かぬうちに9%にしてしまっていたのであるから恐れ入る。

その後は、双方が熾烈な交渉を展開し、必死に頑張っている演技をして、いよいよ出すべきタイミングを計っていただけの「演技」だったのだ。フロマンさんと甘利さん(典型的「斡旋利得罪」)のはずが不起訴=この国の三権分立は崩壊)の徹夜でフラフラになった演技は見事だ。頭髪が真っ白になるまで頑張ってくれたのかと思えば、もともと白い頭髪を最初は黒く染めておいて、だんだんに白くしていったと聞いて愕然とした。「これだけ厳しい交渉を続けて、ここで踏みとどまったのだから許してくれ」と言い訳するための「猿芝居」を知らずに将来不安で悩み、廃業も増えた現場の農家の苦しみは、彼らにとってはどうでもいいこと、いかに米国や官邸の指令に従って、国民を騙し、事を成し遂げることで自身の地位を守るのがすべてなのかと疑いたくなる。

そもそも、3.11の大震災の2週間後に「これでTPPが水面下で進められる」と喜び、「原発の責任回避にTPP」と言い、「TPP

と似ている韓米 FTA を国民に知らせるな」と箝口令をした人達の責任は重大だ。このような背信行為に良心の呵責を感じるどころか、首尾よく国民を欺いて事を成し得た達成感に浸っているかに見える。

食の安全基準は更なる国益差し出しの恰好の材料

食品の安全性については、TPP でなくても、2 国間の力関係で決まる最たるものだ。国際的な安全基準(SPS)の順守を規定しているだけだから日本の安全基準が影響を受けることはないという国会での政府見解は「偽証」であった(BSE の月齢制限を「入場料」として前もって緩和したことだけとって)。米国の対日要求リストには食品の安全基準に関する項目がずらずら並んでいるから、それらを順次差し出していくのが、米国に対する恰好の対応策になる。

「毒であると確定するまでは食べ続ける」という「科学主義」

米国は日本が科学的根拠に基づかない国際基準以上の厳しい措置を採用しているのを国際基準(SPS)に合わせさせるのが TPP だとかねてより言っている(2011 年 12 月 14 日、米国議会の TPP に関する公聴会でのマランティス次席通商代表(当時の)の発言などを参照)。米国の「科学主義」とは、人が何人も死んでいようが因果関係が特定できるまでは規制してはいけない、というもの。それでは手遅れになる。EU は「予防原則」で、米国が何を言おうが危ないものは止めるが、日本は米国の言いなりだから科学主義で攻められる。

遺伝子組み換え(GM)表示がなくなる

GM 表示について、『5%以上の混入のみでよい、加工度の高い食品は除外』という日本の義務表示は世界的にも最も緩いからこれでよい。問題は『遺伝子組み換えではない』という任意表示。米国が安全だと言っているものに、そのような表示をするのは消費者が誤解する誤認表示だから、これをやめさせる」と米国=M 社は言っていた。

ところが、それに対して日本の消費者庁は、日本の GM 表示を厳格化するという方針を 1 年半前に出した。これは米国に抵抗してもやるのか、期待しようと思っていたら、3 月に出てきたものを見て仰天。緩い義務表示のはそのまま、「遺伝子組み換えでない」表示だけ「検出されない場合に限り」としてしまった。つまり、国産の大豆を使っても流通業者でわずかな混入があるので、そうすると日本では「遺伝子組み換えではない」という表示ができなくなる。

これで、消費者を守るために厳格化したのではなく、GM 表示を実質的に全部なくす、米国の言いなりになってやったとバレた。検討委員会には米国大使館員も傍聴者の写真を撮りに入っていたというくらいだ。

*GM 表示厳格化の名目の「非表示」化～GM 表示義務の対象品目は少なく、混入率も緩いま、non-GM 表示だけ「不検出」に厳格化

2018 年 3 月末に、「消費者の遺伝子組み換え(GM)表示の厳格化を求める声に対応した」として、GM 食品の表示厳格化の方向性が消費者庁から示された。米国からは日本に GM 表示を認めない方向の圧力が強まると懸念されていた中で、GM 表示厳格化を検討するとの発表を聞いたときから、米国からの要請に逆行するような決定が可能なのか、筆者も注目していた。

特に米国が問題視しているのは「遺伝子組み換えでない」(non-GM)という任意表示である。すなわち、「日本の GM 食品に対する義務表示は緩いから、まあよい。問題は non-GM 表示を認めていることだ」と筆者は日本の GM 研究の専門家の一人から聞いていた。「GM 食品は安全だと世界的に認められているのに、そのような表示を認めると GM が安全でないかのように消費者を誤認させる誤認表示だからやめるべきだ。続けるならば GM が安全でないという科学的証拠を示せ」という主張である。

日本の GM 食品に関する表示義務は、①混入率については、主な原材料(重量で上位 3 位、重量比 5%以上の成分)についての 5%以上の混入に対して表示義務(注 1)を課し、②対象品目は、加工度の低い、生(ナマ)に近いもの(注 2)に限られ、加工度の高い(=組み換え NNA が残存しない)油・醤油をはじめとする多くの加工食品(注 3)、また、遺伝子組み換え飼料による畜産物は除外とされている。これは、0.9%以上の混入がある全ての食品に GM 表示を義務付けている EU に比べて、混入率、対象品目ともに極めて緩い。これに対する厳格化として決定された内容を見て、驚いたのは、①②はまったくそのままなのである。厳格化されたのは、「遺伝子組み換えでない」(non-GM)という任意表示についてだけで、現在は 5%未満の「意図せざる混入」であれば、「遺伝子組み換えでない」と表示できたのを、「不検出」(実質的に 0%)の場合のみにしか表示できない(検査で検出されたら、ただちに改善命令を出し、社名を公表する)と、そこだけ厳格化したのである。

この厳格化案が法制化されれば、表示義務の非対象食品が非常に多い中で、可能な限り non-GM の原材料を追求し、それを「遺伝子組み換えでない」と表示して消費者に non-GM 食品を提供しようとしてきた GM と non-GM の分別管理の努力へのインセンティブが削がれ、小売店の店頭から「遺伝子組み換えでない」表示の食品は一扫される可能性がある。

例えば、豆腐の原材料欄には、「大豆(遺伝子組み換えでない)」といった表示が多いが、国産大豆を使っていれば、GM でないから、今後も「遺伝子組み換えでない」と表示できそうに思うが、流通業者の多くは輸入大豆も扱っているため、微量混入の可能性は拭えない。実際、農産物検査センターの分析では、「遺伝子組み換えでない」大豆製品 26 製品のうち 11 製品は「不検出」だったが、15 製品に 0.17%～0.01%の混入があり、今後は、これらは「遺伝子組み換えでない」と表示できなくなる。「GM 原材料の混入を防ぐために分別管理された大豆を使用していますが、GM のものが含まれる可能性があります」といった任意表示は可能としているが、これではわかりづらくて、消費者に効果的な表示は難しい。そこで、多くの業者が違反の懸念から、表示をやめてしまう可能性もある。

GM表示義務食品の対象を広げないで、かつ、GM表示義務の混入率は緩いまま、このようなnon-GM表示だけ極端に厳格化したら、non-GMに努力する食品がなくなり、GM食品ばかりの中から、消費者は何を選べばよいのか。消費者の商品選択の幅は大きく狭まることになり、わからないから、GM食品でも何でも買わざるを得ない状況に追いやられてしまう。これでは「GM非表示法」である。厳格化といひながら、「日本のGM食品に対する義務表示は緩いから、まあよい。問題はnon-GM表示を認めていることだ。GM食品は安全だと世界的に認められているのに、そのような表示を認めるとGMが安全でないかのように消費者を誤認させる誤認表示だからやめるべきだ。続けるならばGMが安全でないという科学的証拠を示せ」という米国の要求をピクチャー受け入れただけになっている(検討委では米国大使館員が傍聴者を撮影していた)。

(注1) GM原材料が分別管理されていないとみなし、「遺伝子組み換え不分別」といった表示が義務となる。

(注2) とうもろこし、大豆、じゃがいも、アルファルファ、パパイア、コーンスナック菓子、ポップコーン、コーンスターチ、味噌、豆腐、豆乳、納豆、ポテトスナック菓子など。

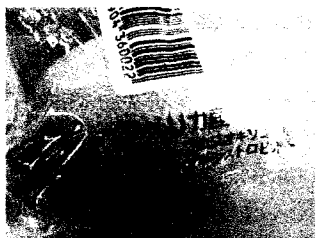
(注3) サラダ油、植物油、マーガリン、ショートニング、マヨネーズ、醤油、甘味料類(コーンシロップ、液糖、異性化糖、果糖、ブドウ糖、水飴、みりん風調味料など)、コーンフレーク、醸造酢、醸造用アルコール、デキストリン(粘着剤などに使われる多糖類)など。

(注4) カリフォルニア州の例。2012年10月18日の「SANKEI EXPRESS」＝「米カリフォルニア州で11月6日、店頭での遺伝子組み換え作物の表示義務化をめぐる住民投票が実施される。アメリカはこれまで官民で組み換え作物を推進しており、安全性に問題はないとして表示義務はないが、消費者団体などが投票を提案。義務化が実現すれば全米初。州法案は、州内で販売される組み換えの野菜や果物、組み換え作物を原料にした加工食品に「遺伝子組み換え」「組み換え原料を使用」などと表示させる。9月17～23日、南カリフォルニア大などが実施した世論調査では、「賛成」が61%、「反対」の25%を大きく上回った。「反対」の陣営にはモンサントのほか、影響を受けるコカ・コーラ、ケロッグ、クラフト・フーズなど大手食品メーカーがずらり。「組み換え作物は安全なのに、表示は誤解を招く」「製造コストが増えて食料品の価格が上がる」と訴える。9月下旬からテレビ広告も開始し、巻き返そうと躍起だ。」そして、11月7日の「Food Navigator-USA」＝「当初の世論調査では法案支持派が多数を占めていたが、投票日が近づくにつれて反対派との差は徐々に縮まってきていた。投票結果は賛成47%に対して反対が53%となり、法案は否決された。賛成派が食品に関する消費者の知る権利を主張したのに対し、反対派は無用な訴訟の発生や食料費の増大などを指摘し、大量の資金をつぎ込んで反対キャンペーンを展開してきた。反対派として名を連ねたのはモンサント社、ペプシコ社、クラフト社、ゼネラルミルズ社、デュボン社などの大企業で、宣伝広告やロビー活動に費やされたのは4500万ドルであった。一方、賛成派のキャンペーン活動はオーガニック食品や自然食品の会社を中心として行われ、広告費は600～800万ドル程度であった。」

日米FTAでまず決まるのがBSE月齢制限撤廃と防カビ剤表示撤廃か

BSE(牛海綿状脳症)に対応した米国産牛の月齢制限をTPPの事前交渉で20カ月齢から30カ月齢まで緩めた(つまり、TPPで食の安全性が影響を受けなかったとの政府説明は虚偽)が、さらに、国民を欺いて米国から全面撤廃を求められたら即座に対応できるように食品安全委員会は1年以上前に準備を整えてスタンバイしている。米国は一応BSEの清浄国になっている(実態は検査していないだけ。危険部位の除去もきとんと行われていない)ので30カ月齢というような制限そのものをしてはいけなからだ。そして、いよいよ2018年11月15日、プリオン専門調査会が撤廃しても問題がない旨の評価書を公表した。

また、日本では収穫後に農薬をかける必要はないし禁止だ。ところが、米国から穀物や果物を運んで来るのに、カビが生えないように農薬をかける。禁止なのだが怖いから認めなければいけない。「日米レモン戦争」(注)の結果、防カビ剤の「イマザリル」は、収穫前にかけると農薬で、収穫後にかけると食品添加物に分類が変わることになった。こんなことまでして認めてやっているのに、米国はまた怒って、食品添加物に分類すると輸入したパッケージに「イマザリル」と書かされる。これは不当な米国差別だからやめると、TPPの交渉過程で日本だけが裏で二国間協議をやらされて、そこで日本は改善認めてしまっていた。イマザリルの検査の簡略化を約束した(2013年秋に米国側文書(USTR2014年SPS報告書p.62)で発覚。当時、政府はそんな約束は断固していないと言ったが、TPP付属文書にも日本政府がその時点で米国の要求に応じて規制を緩和すると約束したと書いてある)。次は、日米FTAで表示そのものの撤廃が待ち受けている。



「主婦と生活社」の徳住亜希さん提供

(注) 1975年4月、農林省(当時)の試験場で行われた検査で、米国から輸入されたレモン、グレープフルーツなどの柑橘類から防カビ剤のOPP(オルトフェニルフェノール)が多量に検出されたため、倉庫に保管されていた大量の米国産レモンなどは不合格品として、海洋投棄された。これに対して米国政府は「日本は太平洋をレモン入りカクテルにするつもりか」と憤慨し、日本からの自動車輸出を制限するなど「日米貿易戦争」に発展したため、1977年に、収穫後に使うとOPPは農薬でなく食品添加物に分類することにして認めた。「自動車輸出の代償として国民の健康を犠牲にした」とも言われた。https://biz-journal.jp/2017/05/post_18998.html

「安い食品で消費者が幸せ」のウソ～食に安さを求めるのは命を削ること、今の基準でも危険な輸入農産物

こういう形でどんどん今の安全基準が緩められてしまうという問題だけではなく、今入ってきている輸入農産物というの

がいかに危ないのかについても、もっと私たちは情報の共有化をしなければいけない。これは本当に深刻な問題だ。

検疫でどれだけの農水産物が引っかかっているかをみてもらうと(巻末表)、米国からは「アフラトキシン」、発がん性の猛毒のカビ。「イマザリル」をかけていても、ほとんどのものからこのカビ毒が出ている。それから、ベトナムなどの農産物にはE-coli(大腸菌)に汚染されていたとか、あり得ない化学薬品がいっぱい検出されているが、港の検査率はわずか7%。検疫が追いつかず、93%は素通りで食べてしまっている(手遅れ)。私の知人が現地の工場を調べに行き、驚愕したことには、かなりの割合の肉とか魚が工場搬入時点で腐敗臭がしていたという。日本の企業や商社が、日本人は安いものしか食べないからもっと安くしると迫るので、切るコストがなくなって安全性のコストをどんどん削って、どんどんや安くどんどん危なくなっている。気付いたら安全性のコストを極限まで切り詰めた輸入農水産物に一層依存して国民の健康が蝕まれていく。

なお、関税を下れば当然関税収入も減る。日本の関税収入は、税収60兆円の中の1.2兆円ほどだ。「自由化ドミノ」によってその大半が減れば、他で補わなければならないため、結局のところ消費者の税負担は増えることも忘れてはならぬ。

エストロゲン600倍の米国産赤身肉～豪州産は日本向けはホルモン投与、EU向けは未投与(意思表示が不可欠)

札幌の医師が調べたら米国の牛肉はエストロゲン(成長ホルモン)が600倍も検出された。成長ホルモンは、消費者を守るために日本では生産には認可されていない。でも、米国が怖いから輸入はザルになっている(米国産牛肉の成長ホルモンは検出されないとして無検査。最新の機器なら検出されるのに使わず。「米国と貿易戦争はできない」と所轄官庁)。牛肉の自給率は4割(豚肉も5割を切った)だから、国民のために使えないようにしているのに、6割以上が勝手に入ってきていて国民が摂取していたら何をやっているのかわからない。

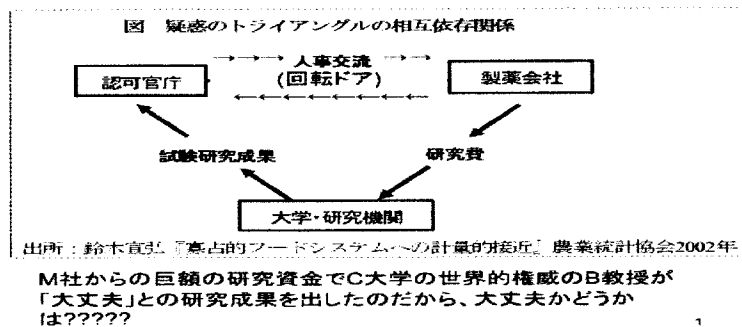
EUは米国の牛肉、豚肉は全部ストップしている。勘違いをしているのはオージービーフ、オーストラリアの牛肉を食べればいいと言う消費者、これは駄目。オーストラリアは使い分けていて、EUは成長ホルモンが入っていたら買ってくれないので使わないが、日本に売るときはオーケーだから投入している。なんとEUは米国の肉をやめてから7年(1989～2006)で、多い国では乳がんの死亡率が45%減ったというデータが学会誌に出ている(アイスランド▲44.5%、イングランド&ウェールズ▲34.9%、スペイン▲26.8%、ノルウェー▲24.3%、『BMJ』,2010)。

中国・ロシアも禁輸のラクトパミン

また、ラクトパミンという牛や豚の餌に混ぜる成長促進剤にも問題がある。これは人間に直接に中毒症状も起こすとして、ヨーロッパだけではなく中国やロシアでも国内使用と輸入が禁じられている。日本でも国内使用は認可されていないが、輸入は素通りになっている(抗生物質耐性菌を持った米国産豚肉＝薬が効かなくなる問題も)。

素通りの輸入乳製品の成長ホルモン

乳製品も心配。米国は、M社開発のGM牛成長ホルモン、ホルスタインへの注射1本で乳量が2～3割も増えるという「夢のような」ホルモンを、絶対安全として1994年に認可した。ところが、数年後には乳がん、前立腺がん発症率が7倍、4倍と勇気ある研究者が学会誌に発表したの、消費者が動き、今では、米国のスターバックスやウォルマートでは「うちは使っていません」と宣言せざるを得ない状況になっているのに、認可もされていない日本には素通りしてみんな食べている。日米FTAでもっと米国乳製品が増える。



何年前か、東大の大学病院の医師が血圧を下げる降圧剤のデータねつ造で処分された。別の病院の医師から聞いたが、そういう場合は、製薬会社と誓約書を書いているというのだ。薬が効かなかった患者、副作用が出た患者のデータを省いて論文を書くようにと、恐ろしい話だ。

安全性検査の3カ月のカラクリ～4カ月目から癌発症

フランスのカーン大学の実験では、2年間ネズミにGM食品を食べさせたところ、ネズミが癌だらけになった。安全性検査は3か月間GM食品を食べさせた結果によって判断されるため、長期的な影響が見落とされてしまう。さらには強力な除草剤であるグリホサート系薬剤をかけても枯れないGMトウモロコシの残留毒性も調べられた。グリホサート系薬剤は、日本でも使用されているが、日本の場合は畦の草取りに使うのであって、それを作物にかけるなどは考えられない(大豆もトウモロコシも枯れてしまう)。

グリホサート残留の小麦・大豆・トウモロコシの世界一の消費国

除草剤のグリホサートを日本で穀物にかけるとはいないが、米国では穀物にかけ、かけても枯れないようにしたのこそ GM 技術だ。つまり、米国穀物に世界一依存している日本人は、GM の不安だけでなく、グリホサートの発がん性に世界一さらされている(GM でない小麦にも降雨被害回避に枯らして乾燥・収穫のため使用)。しかも、GM とセットのグリホサートの発がん性は広く認識され、EU が規制を強め、カリフォルニアでは GM 種子とセットのグリホサートで発がんしたとして M 社に 320 億円の賠償判決が下ったのに、日本は、米国での耐性雑草に対応した散布率の高まりに対応して、米国からの要請のまま、2017 年 12 月 25 日、クリスマス・プレゼントと称して、グリホサートの輸入穀物における残留基準値を多いものでは 100 倍以上(小麦 6 倍、トウモロコシ 5 倍、そば 150 倍など)に緩和した。世界に逆行する日本が唯一、最大の餌食になりつつある(カビ毒が発生した輸入大豆・トウモロコシを食べた牛の牛乳からアフラトキシンが検出される問題も)。

近づく? 全農買収

なお、画策されている全農の株式会社化は、共同販売・共同購入のシステムを崩し、農産物の安値買い取りと生産資材ビジネスを拡大することだけが理由ではない。米国から迫られている、もう一つの大きな目的がある。米国は日本人向け小麦に GM 小麦を導入しようとしている。そこで邪魔になるのが、全農の傘下にある株式会社、全農グレインの存在だ。全農グレインがメキシコ湾岸の都市・ニューオーリンズに保有する世界最大級の穀物船積施設では、非 GM 穀物を分別して管理、輸送している。M 社などには、これが不愉快で仕方が無い。

全農グレイン自体は株式会社だが、その親組織が協同組合である全農では、組合に加入する資格のない米国サイドは手の打ちようがない。そこで、農協の経済機能を司る全農を株式会社化して丸ごと買収し、日本の食料流通の最大のパイプを握るのが可能性の高いシナリオとみられている。米国の要求を聞く日米合同委員会で「農協解体の目玉項目に全農の株式会社化を入れろ」と指令が出た。所管官庁の局長(前事務次官)は日米合同委員会の正式委員だった。

それを理解するには、非常に強固だと思われたオーストラリアの AWB (農協系の小麦輸出独占組織) に対して、CIA がイラクとの取引を暴露して追い込み、株式会社化を余儀なくさせ、「農家株式を作って譲渡不可にするから大丈夫」と言って、譲渡可能にしてしまい(日本でも同じ手口。政府が「大丈夫」と言ったらときは「間違いなく危ない」)、カムフラージュでカナダの肥料会社を買収され、1 カ月後には米国有数の穀物商社・カーギルに売り払われた経過を学んでおく必要がある。

全農はすでに巨大穀物商社であり、取り扱う穀物量の 4 割しか日本に供給していない。全農が全農の生き残りのために、カーギルになることがベターと判断する可能性もある。その場合、日本の農業・農家に貢献するという原則は完全に視界から消え、世界に有利販売することを重視すれば、日本に十分に食用・飼料用穀物が入ってこなくなる可能性もある。

米国の GM 表示法、実は「非表示」法

一方、2016 年 7 月 29 日、オバマ米大統領が「米国遺伝子組み換え食品表示法」に署名し、遺伝子組み換え食品表示が法律で義務化されることになったとして、鈴木は寝ぼけたことを言っていると指摘する人がいる。一見すると規制が強まったようにみえるが、もちろんそんなことはない。実は表示といっても QR コード(スマホなどで読み取るモザイク状コード) だけで良く、その食品が遺伝子組み換え食品かどうかはいちいち読み取りで確かめなければわからない。事実上の「非表示法」だ。表示の義務化を求める運動の力でグローバル種子企業や大手食品企業が多額のキャンペーン資金を使って各州の GM 表示法の成立を阻んできた(注 4) のが、ついに崩れ、2014 年 4 月、全米で初めてバーモント州が GM 食品の表示義務化法案(EU なみの基準*) を可決し、今年の 7 月 1 日から施行されていた。オバマが署名した連邦法はこうした州毎の法律を無効とする内容まで盛り込まれている(<http://www.zenshin.org/zh/s-kiji/>)。州レベルの厳しい表示義務化の動きを潰すための法律なのである。*0.9%以上の全て。日本は重量で上位 3 位、重量比 5%以上の成分について 5%以上の混入を表示義務。加工度の高い油・醤油、GM 飼料による畜産物は除外と世界的にも緩い。

GM 作物の種は「知的財産」として法的に保護されている。農家が M 社の GM 大豆の種から大豆を収穫し、その大豆から自家採取した種を翌年播くと「特許侵害」に当たる。M 社の「私的警察」が監視しており、違反した農家は提訴されて、多額の損害賠償で破産するという事態が米国でも報告されている。また、千葉の有機栽培の菜種農家の方が調べたら、道路端の菜種の中に GM 菜種が混じっていた。輸入した搾油用の菜種が成田空港から運ばれる途中で道に落ちて、その花粉が飛んできて汚染されてしまったようだ。こういうときは農家が M 社を訴えるべきと思われるが、世界で起こっていることは逆である。何と、M 社が農家を訴える。遺伝子を組み換えた DNA に特許を取っているのに、それを農家が勝手に使用した特許侵害にあたるとして提訴するのだ。また、M 社は農民が自家採取してきた在来品種を勝手に品種登録して買わないと特許侵害だと訴える。日本での自家採種の禁止は同じことを日本で展開する「環境整備」措置である。

さらに、世界中の国の種会社を買収して GM の種しか販売しない出先機関にしていく動きもある。こうして農家が生産を続けるには、M 社の種を買い続けるしかなく、種の特許を握る企業による世界の食料生産のコントロールが強化されていく。また、地域一帯の種子を独占したあとに種子の値段を引き上げたため、インドの綿花農家に多くの自殺者が出て社会問題化した(→ついにインドは M 社特許の無効判決)。食べるほうも作るほうも選べない状況が TPP などをテコにして広げられようとした。世界の食料生産・消費・環境が GM 種子と F1 で覆い尽くされ、バイオメジャーの思いのままにコントロールされてしまうと不安視する声が高まり、南米は「モンサント法」(自家採種禁止)を破棄。中国とロシアが GM 栽培・輸入禁止に大きく舵を切りつつある(多国籍企業に国を乗っ取られる懸念)。世界の反発で日本での儲けに期待が高まる。

とどめの種子法廃止